

監事一般社団法人あきたPPP・PFI協会「定款」

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「一般社団法人あきたPPP・PFI協会」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、秋田県内の地方公共団体、民間企業及びピーピーピー・ピーエフアイ民間事業者等を主体とした団体及び個人に対して、ピーピーピー・ピーエフアイ(以下、「ピーエフアイ」という。)の普及、啓蒙に関する事業を行い、効率的かつ効果的な公共事業、公共サービスの提供に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ピーエフアイ事業の啓蒙普及
- (2) ピーエフアイ事業に関する情報の収集、提供、提言
- (3) ピーエフアイ事業に関する研修会及び講演会の開催
- (4) ピーエフアイ事業に関する相談窓口の設置と助言
- (5) ピーエフアイ事業の企画、立案に関する業務
- (6) ピーエフアイ事業に関する全国ネットワークへの参画
- (7) その他、前各号に付帯関連する事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人、法人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した法人、個人及び団体

(2) 特別会員

本会の目的に賛同して入会した地方公共団体

3 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書により申し込む。

(入会金、会費)

第7条 本会の会員は、会員総会において別に定める会費等規程に基づき、入会金及び会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 本会員は、所定の退会届を、本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金、会費等を1年以上納入しなかったとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 会員の所属する法人、団体が解散又は破産手続開始申立をしたとき若しくは申立をされたとき。

(抛出金品等の不返還)

第11条 退会又は除名された会員が、既に納入した入会金、会費その他の抛出金品等は返還しない。

第4章 会員総会

(会員総会)

第12条 会員総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 会員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項
- (8) その他、本会運営に関する基本的事項

(開催)

第14条 会員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって定時社員総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。ただし、原則として毎年5月に開催する。
- 3 臨時総会は、正会員の10分の1以上が会議の目的事項を示して請求したとき、又は理事会が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故若しくは故障があるときは、あらかじめ定められた順位により他の理事がこれを招集する。

- 2 会員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発送するものとする。
- 3 前項にかかわらず、会員総会は、正会員全員の同意があるときは、書面又は電磁

的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第 17 条 会員総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法等)

第 18 条 会員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、会員総会に出席できない正会員は、法人法第 5 1 条及び第 5 2 条の規定により、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により決議することができる。

2 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事の選任決議は、候補者ごとに第 1 項の決議をしなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、法定代理人または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 会員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人 2 名が記名押印（又は署名捺印）して、10 年間、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 理事長 | 1 名 |
| (2) 副理事長 | 2 名以内 |
| (3) 専務理事 | 1 名 |
| (4) 理事 | 20 名以内 |
| (5) 監事 | 2 名以内 |

2 前項の理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって、法人法上の理事とする。

なお、専務理事は、法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

3 第 1 項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事長等の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会を代表してその業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故若しくは故障があるときは、理事長の職務を代行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行（業務及び会計業務）を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、本定款第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める「報酬等の支給基準規程」に従って計算した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序に従って、副理事長が理事会を招集する。ただし、副理事長が職務を行使できないときは、あらかじめ定められた順序に従って理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議、決議の省略)

第 32 条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長（理事長に事故若しくは故障があるときは、あらかじめ定められた順位の副理事長又は理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印（又は署名捺印）する。

(理事等の責任免除等)

第 34 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度内において免除することができる。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 35 条 本会に、本会の目的達成に必要な事項を研究、企画、立案及び実施するため委員会を置くことができる。

- 2 委員は、会員の中から理事会が選任するほか、会員の希望により委員となることができる。

第 8 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 36 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、会員でも会員外の者でもよいものとする。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 本会は、第1項の書類のほか監査報告を、定款、社員名簿と共に主たる事務所に10年間備え置くものとする。

（事業計画及び収支予算）

- 第39条** 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第40条** 本定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

- 第41条** 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 存続期間の満了
- (3) 法人の合併
- (4) 正会員が欠けたとき
- (5) 本会の破産手続開始決定
- (6) 解散を命ずる裁判
- (7) その他、法令に規定する事項

（残余財産の帰属等）

- 第42条** 本会が、清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

- 第43条** 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

（事務局）

- 第44条** 本会に事務局を置く。

第13章 附則

（委任）

- 第45条** 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項（規程等）は、理事会の決

議を経て、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第 46 条 本会の最初の事業年度は、本会の設立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。